

（第1面）



産業廃棄物処理計画書

令和 7 年 6 月 26 日

福島県知事 殿

提出者 豊通りチウム株式会社

住 所 福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字仲丸1番地40

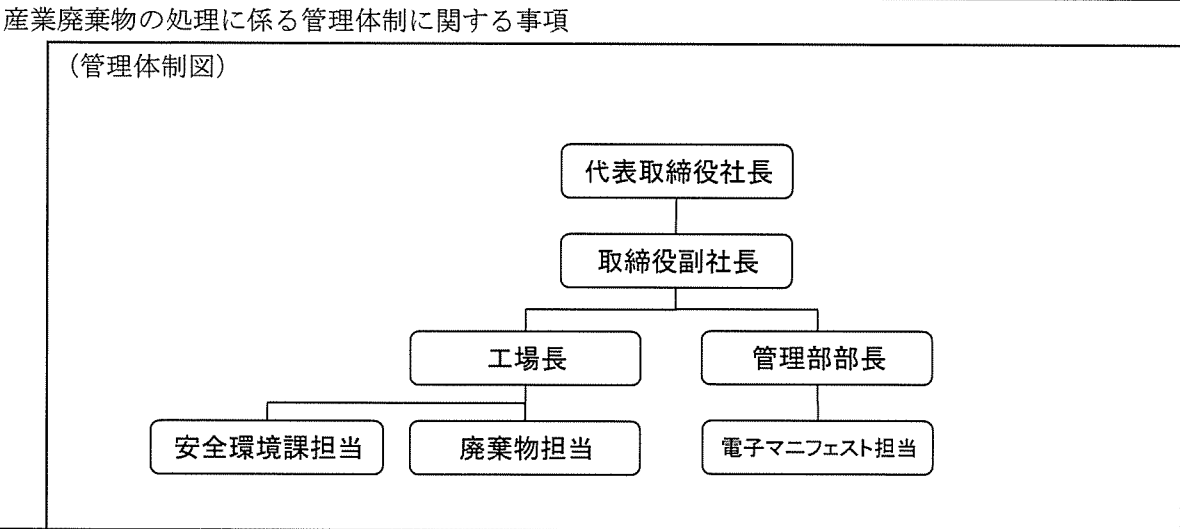
氏 名 代表取締役 青木 努

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0240-23-5166

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	豊通りチウム株式会社
事業場の所在地	福島県双葉郡楢葉町大字山田岡字仲丸1番地40
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	化学工業
② 事業の規模	20億円
③ 従業員数	65名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥①：焼成生石灰（一部）⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（委託） 汚泥②：排水処理施設⇒汚泥排出⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（委託） 汚泥③：設備故障時の工程発生（炭酸カルシウムスラリー）⇒汚泥排出⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（委託） 廃プラスチック類：原料梱包材⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（委託） 木くず：木パレット（破片等）⇒収集運搬（委託）⇒中間処理（委託）



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項							
①現状	【前年度（ 2024年度）実績】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	がれき類	金属屑	混合廃棄物
	排出量	3742t	11t	9t	7t	5t	8t
	(これまでに実施した取組) ・設備トラブル低減対策 ・生産調整による稼働停止 ・有価物化の検討 ・安定生産化活動						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	がれき類	金属屑	混合廃棄物
	排出量	2000t	15t	10t	5t	5t	5t
	(今後実施する予定の取組) ・設備トラブル低減対策 ・生産調整による稼働停止 (2025/4～2025/12) ・有価物化の検討 ・安定生産化活動						

産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出工程毎の分別実施
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 排出工程毎の分別実施

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2024年度）実績】						
	産業廃棄物の種類_	汚泥	廃プラスチック類	木くず	がれき類	金属屑	混合廃棄物
	全 処 理 委 託 量_	3742t	11t	9t	7t	5t	8t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	560t	9t				
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	389t					
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量						
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量		2t	9t			
	(これまでに実施した取組)						
	・ 設備トラブル低減対策						
	・ 社内での再利用						

(第5面)

②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類	木くず	がれき類	金属屑	混合廃棄物
	全処理委託量	2000t	15t	10t	5t	5t	5t
	優良認定処理業者への処理委託量	1500t	10t				
	再生利用業者への処理委託量	500t					
	認定熱回収業者への処理委託量						
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		5t	10t			
	(今後実施する予定の取組) ・設備トラブル低減対策 ・社内での再利用 ・廃プラスチック類重量換算係数見直し ・有価物化の検討 ・優良認定処理業者との契約検討 ・安定生産化活動						
※事務処理欄							

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。